

令和8年度 岡山市自動車用スマートエネルギー導入促進補助事業のご案内

岡山市では、脱炭素社会の実現に向け、環境性能に優れた自動車の普及促進を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）又は電気自動車等用充電設備（以下「充電設備」という。）を導入した方に対し、経費の一部を助成します。

申請受付

(1) 受付期間

令和8年5月1日（金曜日）～令和9年3月10日（水曜日） ≪当日消印有効≫

(2) 提出先

〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所分庁舎6階 岡山市ゼロカーボン推進課

※ 申請書の提出は郵送（簡易書留等配送状況が確認できる手段での送付が望ましい）で
お願いします。なお、全ての機器が導入後の申請です。

※ 書類に不備がある場合は受付できません。

※ 申請は消印日を基準として早いものから受付し、申請額が予算額に達した日をもって受付を終了します。

※ 申請額が予算額を超過した場合は、受付終了日の申請者を対象とした抽選により補助対象者を決定します。

補助事業者

市内に補助対象機器を導入した個人又は事業者、分譲住宅の管理組合、リース事業者、第三者所有形態（※）により充電サービスを提供する事業者であること。申請にあたっては、申請者＝契約者＝代金支払者（領収書あて名）＝使用者が同一であることが要件になります（割賦販売での購入、リース、集合住宅への導入及び第三者所有形態により充電サービスを提供する事業者による申請の場合を除く。）。

なお、国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は運営費等の費用負担の比率が50%を超える法人は除きます。

(※) 設置場所の所有者（岡山市が所有している場合を除く）から設置場所の許可を受け、充電サービスを提供する事業者が充電設備の設置と維持管理を行う事業形態

対象となる補助事業者

<購入の場合>

契約種別：売買契約（現金購入、クレジット、割賦購入、自動車ローン等を含む）

補助事業者：使用者（購入者）

<リースの場合>

契約種別：賃貸借契約

補助事業者：リース事業者

<第三者所有形態の場合>

契約種別：土地貸借契約、協定等

補助事業者：第三者所有形態による充電サービス提供事業者

➤ 貸しビル等への充電設備の導入について

補助事業者は貸しビル等を借り受けて事業活動を営む事業者又は貸しビル等の所有者とする。貸しビル等を借り受けて事業活動を営む事業者が申請する場合は、貸しビル等の所有者の承諾を得ていること。

➤ 分譲共同住宅の管理組合による分譲共同住宅への充電設備の導入について

分譲共同住宅の管理組合が分譲共同住宅の共用部に充電設備を導入する場合は、導入について当該分譲共同住宅の集会の決議を得ていること。

➤ リースによる補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす個人事業者等に補助対象機器を貸与するリース事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 法定耐用年数以上のリース契約(※)を締結していること。
2. 補助対象機器の月々のリース料が、補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。

➤ 第三者所有形態による補助対象機器の導入について

補助事業者は前記に掲げる要件を満たす充電サービスを提供する事業者で、法定耐用年数以上の事業期間となっている必要があります。

➤ 次に該当する者は、対象になりません。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 虚偽の補助金交付申請を行った者

補助対象機器・補助金額

補助金額は下記の表の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、補助金額の欄に定める額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)

| 補助対象機器 | 補助金額 | |
|--------|------|---|
| | 補助率等 | 上限額 |
| 電気自動車等 | 1/3 | EV（普通乗用）：15万円 EV（小型・軽乗用）：10万円 EV（普通・小型・軽貨物）：10万円 PHEV：12万円 燃料電池自動車：50万円 |
| 充電設備 | 1/5 | 15万円（1年度につき5基まで） |

補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費の合計額から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額です。ただし、消費税は除きます。

既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに諸経費及び申請代行手数料等の費用は対象になりません。

補助対象要件

●共通要件

① 補助対象機器の導入日(※)が令和8年3月1日(日曜日)から令和9年2月28日(日曜日)の間であること。

② 補助対象機器は未使用(電気自動車等の場合は未登録車)のものであること。

※ 補助対象機器の導入日について

- ・電気自動車等⇒初度登録日
- ・充電設備⇒保証開始日又は施工日

●個別要件

電気自動車等

一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「N e V」という。)が補助対象にしている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車(普通・小型・軽乗用自動車又は普通・小型・軽貨物自動車に限る。)又は燃料電池自動車であって、次に掲げる要件をいずれをも満たすこと。

URL : <http://www.cev-pc.or.jp/>

ア 導入者と使用者が同一であること(導入者がリース事業者の場合を除く)。

イ 使用の本拠の位置が市内であること。

ウ 自動車を販売する業を営む者が導入する電気自動車等にあつては、販売活動の促進に使用する車両(展示車・試乗車)でないこと。

電気自動車等用充電設備

N e Vが補助対象にしている急速充電設備又は普通充電設備(充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等)の導入であつて、次に掲げる要件をいずれをも満たすこと。

URL : <http://www.cev-pc.or.jp/>

ア 市内に設置するものであること。

イ 住宅への導入の場合は、既築住宅への導入であること。

補助金交付申請

申請に当たり次の書類を提出してください。 ○必要な書類 △場合によって必要な書類

| 必要書類 | | 電気自動車等 | 充電設備 |
|------|--|--------|------|
| 1 | 補助金交付申請書兼実績報告書 ・様式第1号（共通） ・様式第1-1号、第1-2号 | ○ | ○ |
| 2 | 契約書、見積書、注文書等、導入者及び導入機器、補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し | ○ | ○ |
| 3 | 補助対象機器の領収書の写し ・上記2に記載の契約金額又は見積書の合計金額と一致するもの ・金額が一致しない場合は但し書きに補助対象機器の代金が含まれている旨を記載したもの 【割賦販売により導入した場合】 ・補助事業者宛（申請者名）の領収書の写し（現金支払いの部分について） ・申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写し（後払い部分について） ※全額支払いの手続きが完了していることがわかるもの | ○ | ○ |
| 4 | 滞納無証明書 ※納税証明ではありません。 ・市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。 ・リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの | ○ | ○ |
| 5 | 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請者が法人の場合に限る。発行後3月以内のもの。リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの。）※登記情報提供サービスによりインターネットから取得したものは不可。 | △ | △ |
| 6 | 直近の確定申告書Bの写し（申請者が個人事業者の場合。ただし、新規事業者の場合にあっては、税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し） | △ | △ |
| 7 | 賃貸借契約書の写し（リースの場合） | △ | △ |
| 8 | リース料金の算定根拠明細書（リースの場合） | △ | △ |

| 必要書類 | | 電気自動車等 | 充電設備 |
|------|--|--------|------|
| 9 | 協議書等法定耐用年数以上の事業期間であることがわかる書類（第三者所有形態の場合） | | △ |
| 10 | 自動車検査証記録事項の写し | ○ | |
| 11 | 補助対象機器が導入された場所の位置図 | | ○ |
| 12 | 補助対象機器の設置状況を示す写真 ①機器の全体写真（導入場所が確認できる写真） ②メーカー名、型式、製造番号等導入された機器が確認できる写真 ※カラー写真にするなど、鮮明な写真の添付をお願いします。 | | ○ |
| 13 | 保証書、保証開始日が記載された納品出荷証明書又は施工証明書の写し ・保証開始日又は施工日が記載されたもの | | ○ |
| 14 | 設置状況を示す配置図 | | ○ |
| 15 | 補助対象機器が導入された住宅の建物登記事項証明書（発行後3月以内のもの。）又は固定資産税の名寄帳等、建築年の記載があり、既存住宅であることが確認できる書類（住宅への導入の場合に限る。） | | △ |
| 16 | 承諾書(申請者、同居する家族又はリースに係る借受け人以外が所有する土地又は建築物に機器を導入する場合に限る。) | | △ |
| 17 | 補助対象機器の導入に係る議決書の写し（分譲共同住宅の共用部分への導入の場合に限る。） | | △ |

※その他、必要に応じて書類の追加をお願いすることがあります。

充電設備の既築住宅への設置について

充電設備の設置における既築の判断は以下のとおりとします。

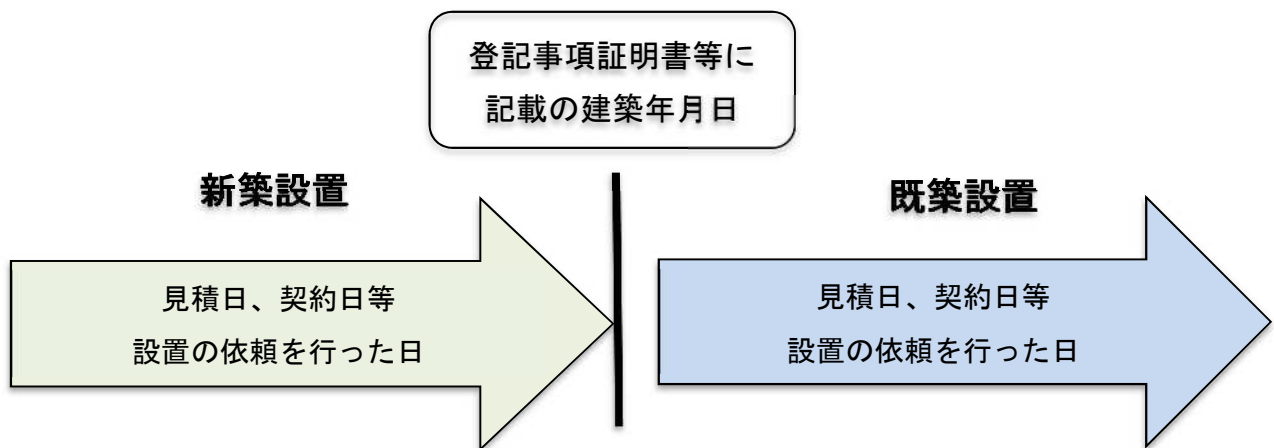
既築とは 次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 充電設備の設置に係る契約の時点で、既に建設されている住宅
- (2) 既存住宅の増築

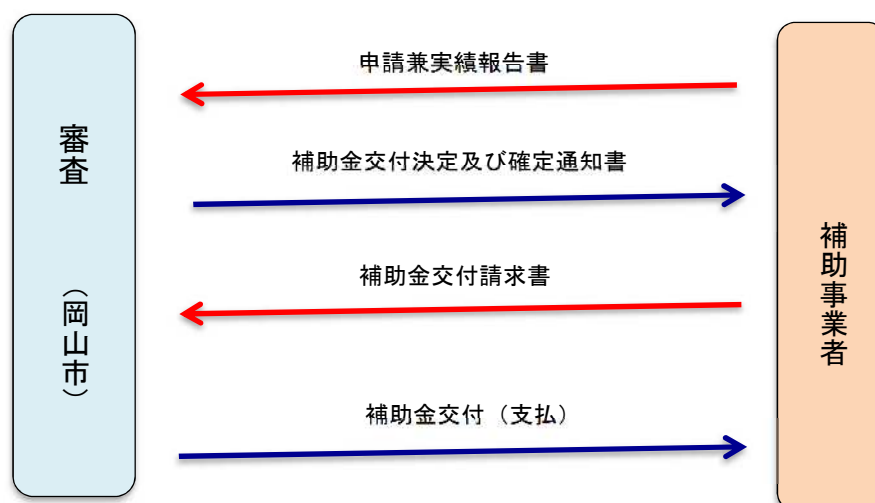
※ 見積日、契約日等で補助対象機器の設置に係る依頼を行った日より前に建築されていることが登記事項証明書等（登記事項証明書又は固定資産税の名寄帳等をいう。）により確認できること。

次の各号のいずれかに該当する場合は、新築住宅への設置とし、補助対象にはなりません。

- (1) 新築する住宅に新築工事と併せて設置する場合
- (2) 設置されている建売住宅を購入する場合



補助金手続きの流れ



- * 内容に不備等がない場合、4週間程度で補助金交付決定及び確定通知書を送付します。
- * 振り込みまでは、請求書提出後1か月程度かかります。補助金を口座振り込みする際の通知は省略させていただきます。

その他

- この案内は、補助事業の概要について記載したものです。詳細については、「岡山市自動車用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」及び「岡山市補助金等交付規則」をご確認ください。
- 法定耐用年数期間内に、補助対象機器を処分する場合（リースの解約、第三者所有形態による充電サービス提供の終了を含む。）は、市の承認が必要になります。
- その他の類似の補助金等との併用の可否については、各窓口にご確認ください。

お問い合わせ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市ゼロカーボン推進課

TEL. 086-803-1282

E-mail : sumaene@city.okayama.jp

URL : <https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000042045.html>